

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく児童福祉関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める要領

(趣旨)

第1条 この要領は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「規則」という。)に基づき、別表第一に掲げる事務に関する手続に係る個人番号利用事務実施者(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。)が適当と認める書類、個人番号利用事務実施者が適当と認める事項、個人番号利用事務実施者が認める場合及び個人番号利用事務実施者が適当と認める方法(以下「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」という。)を定めるものとする。

(個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等)

第2条 個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等は、別表第二第一欄に掲げる規定の同表第二欄に掲げる内容に関して、同表第三欄に掲げるとおり定めるものとする。

別表第一(第1条関係)

事務
児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)による助産施設における助産の実施及び母子生活支援施設における保護の実施に関する事務
児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務
母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)による資金の貸付けに関する事務
母子及び父子並びに寡婦福祉法による便宜の供与に関する事務
母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務
児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)による児童手当又は特例給付の支給に関する事務
江戸川区児童育成手当条例(昭和四十六年江戸川区条例第二十四号)による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
江戸川区乳児養育手当の支給に関する条例(昭和四十六年江戸川区条例第十一号)による乳児養育手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
江戸川区子ども医療費助成条例(平成五年江戸川区条例第三十一号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
江戸川区ひとり親家庭等医療費助成条例(平成元年江戸川区条例第五十六号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第二（第2条関係）

規定	規定の内容	個人番号利用事務実施者が 適当と認める書類等	具体例
規則第1条 第1項第2 号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、通知カードに記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	本人の写真の表示のある身分証明書等（法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書又は学生証をいう。以下同じ。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付身分証明書等」という。）	写真付き身分証明書 写真付き社員証 写真付き資格証明書 写真付き学生証
規則第1条 第1項第3 号口	官公署又は規則第1条第1項第3号口に規定する個人番号利用事務等実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（通知カードに記載された個人識別事項の記載があるものに限る。）	<p>本人の写真の表示のない身分証明書等で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真なし身分証明書等」という。）</p> <p>印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のない書類（これらに類するものを含む。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から6か月以内のものに限る。以下「写真なし公的書類」という。）</p> <p>個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類</p> <p>地方税若しくは国税の領収証書、納税証明書又は社会保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事項の記載があるもの（提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限る。以下「地方税等の領収証書等」という。）</p>	<p>身分証明書（写真なし） 社員証（写真なし） 資格証明書（写真なし） 学生証（写真なし）</p> <p>印鑑登録証明書 戸籍の附票の写し 住民票の写し、住民票記載事項証明書 母子健康手帳 乳幼児医療証、子ども医療証、ひとり親家庭等医療費助成医療証</p> <p>江戸川区又は東京都から送付されるプレ印字された届出書等</p> <p>地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書 納税証明書</p>

<p>規則第2条 第2号</p>	<p>官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号。以下「令」という。)第12条第1項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの</p>	<p>写真付身分証明書等</p>	<p>写真付き身分証明書 写真付き社員証 写真付き資格証明書 写真付き学生証</p>
<p>規則第3条 第2項第2号</p>	<p>官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの</p>	<p>写真なし身分証明書等</p>	<p>身分証明書(写真なし) 社員証(写真なし) 資格証明書(写真なし) 学生証(写真なし)</p>
		<p>写真なし公的書類</p>	<p>印鑑登録証明書 戸籍の附票の写し 住民票の写し、住民票記載事項証明書 母子健康手帳 乳幼児医療証、子ども医療証、ひとり親家庭等医療費助成医療証</p>
		<p>個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類</p>	<p>江戸川区又は東京都から送付されるプレ印字された届出書等</p>
		<p>地方税等の領収証書等</p>	<p>地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書 納税証明書</p>

規則第6条 第1項第3号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他の本人の代理人として個人番号の提供をすることを証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類	個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なものに限り、社会保険労務士法第2条第1項及び第1項の2の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。)	個人番号カード 運転免許証 旅券 健康保険証 国民年金手帳 障害者手帳 母子健康手帳 乳幼児医療証 子ども医療証
規則第7条 第1項第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	写真付身分証明書等	写真付き身分証明書 写真付き社員証 写真付き資格証明書 写真付き学生証
規則第7条 第2項	登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。)	登記事項証明書、印鑑登録証明書その他の官公署から発行又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの(提示時において有効なもの又は発行若しくは発給をされた日から6か月以内のものに限る。以下「登記事項証明書等」という。)並びに社員証等、現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類(以下「社員証等」という。)	下記の書類及び社員証等の法人との関係を証する書類 ・登記事項証明書 ・印鑑登録証明書
		地方税等の領収証書等(当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもので、提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限る。以下「法人に係る地方税等の領収証書等」という。)及び社員証等	下記の書類及び社員証等の法人との関係を証する書類 ・地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書 ・納税証明書
規則第9条 第1項第2号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実	写真なし身分証明書等	身分証明書(写真なし) 社員証(写真なし) 資格証明書(写真なし) 学生証(写真なし)

	施者が適当と認めるもの	写真なし公的書類	印鑑登録証明書 戸籍の附票の写し 住民票の写し、住民票記載事項 証明書 母子健康手帳 乳幼児医療証、子ども医療証、 ひとり親家庭等医療費助成医 療証
		地方税等の領収証書等	地方税、国税、社会保険料、公 共料金の領収書 納税証明書

付 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。